

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 小規模事業指導費補助金交付要綱

告示

鳥取県告示第五百九十六号

小規模事業指導費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十五年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

小規模事業指導費補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、小規模事業の振興と安定を図るため、商工会、商工会議所及び商工会連合会(以下「商工会

等」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号。以下「商工会法」という。)第二条第二項に規定する者をいう。

2 この要綱において「商工会」とは、商工会法に基づく商工会をいい、「商工会議所」とは、商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)に基づく商工会議所をいう。

3 この要綱において「商工会連合会」とは、県の区域をその地区とするものであつて、商工会を会員とし、かつ、地区内の商工会の大部分が加入するものをいう。

(補助金の交付対象)

第三条 この要綱による補助金は、次の各号に掲げる経費のうち、別表一に掲げる経費であつて、知事が必要かつ適当と認めるものについて交付する。

一 商工会又は商工会議所の行なう次に掲げる事業を中心とする小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業(以下「経営改善普及事業」という。)に要する経費

(イ) 経営又は技術に関する相談、指導

(ロ) 経営又は技術に関する講習会又は講演会の開催

二 商工会の運営指導を行なうのに必要な商工会運営指導員を商工会連合会が設置するために要する経費

(経営改善普及員の設置)

第四条 補助の対象となる経営改善普及事業のうち、経営又は技術に関する相談、指導事業については、第五条に定める資格を有する経営改善普及員を配置し、当該経営改善普及員についての適切な給与規定、退職金給与規定その他必要な労働条件を定めて行なうもので

なければならぬ。

(経営改善普及員の資格等)

第五条 経営改善普及員は、次の各号の一に該当する者であつて、第三条第一号に定める事業に専従する者でなければならぬ。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七(大正七)年勅令第三八十八号)による大学を卒業した者であつて、商工鉦業の指導又は経営実務に最近五年のうち二年以上従事した経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧専門学校令(明治三十七年勅令第六十一号)による専門学校又は旧高等学校令(大正七年勅令第三八十九号)による高等学校を卒業した者であつて、商工鉦業の指導又は経営実務に最近五年のうち三年以上従事した経験を有する者

三 商工鉦業の指導実務に最近七年のうち五年以上従事した経験を有する者

四 第二号と同等以上の学歴を有する者であつて、通

商産業局長が認定した研修課程を修めた者

五 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十

七条の規定による登録を受けている者又は同法第六

十三条の規定による計理士の資格を有する者

六 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第

十八条の規定による税理士の登録を受けている者又は同法第三条の規定による税理士の資格を有する者

七 工鉦業経営又は商業経営の部門の中小企業診断員

の登録を受けている者

八 通商産業局長が前六号に掲げる者と同等以上の指

導能力を有すると認める者

(商工会運営指導員の資格)

第六条 商工会連合会に設置する商工会運営指導員は、

次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は

旧大学令による大学を卒業した者であつて、商工鉦業の指導実務に最近五年のうち三年以上従事した経

験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧専門学校令による

専門学校又は旧高等学校令による高等学校を卒業し

た者であつて、商工鉦業の指導実務に最近七年のう

ち五年以上従事した経験を有する者

三 商工鉦業の指導実務に七年以上従事した経験を有

する者であつて、三十才以上の者

四 通商産業局長が前三号に掲げる者と同等以上の指

導能力を有すると認める者

(補助金の限度額)

第七条 商工会又は商工会議所に対する補助金の額は、

別表二に定める限度額以下とする。

(補助金の額の確定の場合における限度)

第八条 第三条各号に掲げる事業で補助金の交付の対象

となる事業(以下「補助事業」という。)に要する経

費に対する補助金の額の確定の場合における単価は、

次に掲げる額を越えないものとする。

一 経営改善普及員及び商工会運営指導員の人件費に

については、それぞれ一人当り月額二万円及び二万五千円とする。ただし、知事の承認を得た場合には、右の金額をそれぞれ二万二千円及び二万七千五百円まで増額することができる。

二 専門指導員の謝金については、講習会、講演会及び研究会の場合には、一時間当り平均五百円、その他の場合には、一時間当り平均三百円とする。

三 講習会開催費については、一回当り平均二千四百円とする。

(補助金の交付申請)

第九条 補助金の交付を受けようとする商工会等は、毎会計年度知事が別に定める期日までに申請書正一通、副四通を知事に提出しなければならない。

2 申請書に添付する事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとする。

(変更の承認等)

第十条 商工会等は、補助対象である経営改善普及員及び商工会運営指導員を変更しようとするときは、様式

第三号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 商工会等は、補助対象である経営改善普及員及び商工会運営指導員が引き続き一月以上勤務せず、又は勤務することができないときは、様式第四号による報告書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 規則第十一条第一項に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 交付決定額のうち、経営改善普及員の人件費及び旅費並びにモーターバイクの購入費を除く他の事業費(専門指導員謝金、講習会開催費、庁費)相互間の二割以内の変更の場合

二 補助事業の内容を増加する場合及び二割以内の減少をする場合

(遂行状況報告書の提出)

第十一条 商工会等は、補助事業の遂行状況報告書を知事が別に定めるところにより提出しなければならない

い。

(実績報告書の提出)

第十二条 商工会等は、毎会計年度終了後十日以内に、又は補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して一月以内に、又はその翌年度の四月十日までのいずれか早い日までに、様式第五号による事業実績報告書正一通、副四通を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第十三条 商工会等は、補助事業にかかる経理について、常にその収支を明確にした一定の帳簿を備えるとともに、証ひ、よう書及び一般書類を随時提出できるように整備しておくなければならない。

2 前項の書類は、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(申請の取下げ)

第十四条 商工会等は、補助金交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合には、申請の取下げをするこ

とができる。

2 前項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金交付決定を受けた日から十五日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 昭和三十四年度中小企業相談所補助金交付要綱(昭和三十四年十二月鳥取県告示第六百五十一号)に基づいて補助金の交付対象事業となっていたものについては、昭和三十五年度(第一種相談所における「公認会計士等」に対する補助については、昭和三十五年九月までの期間)に限り、小規模事業指導費補助金のうちから、当該交付要綱に基づいて補助金の交付を受けることができる。ただし、当該補助事業が第三条に掲げる補助事業と重複するに至つた場合は、この限りでない。

(様式第4号)

番号
年月日

鳥取県知事 氏 名 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

〇〇商工会 (又は商工会議所及び商工会連合会)

会長 (又は会頭) 氏 名 印

補助対象職員長期欠勤報告書

昭和 年 月 日付第 号で補助職員となった{商工運営指導員} (氏名) は下記のとおり長期欠

勤することになったので報告します。

記

- 1 事 由
- 2 過去の欠勤日数
- 3 出勤予定月日
- 4 その他必要な事項

(様式第5号(商工会分))

番号
年月日

鳥取県知事 氏 名 殿

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

〇〇商工会 (又は商工会議所)

会長 (又は会頭) 氏 名 印

小規模事業指導費補助金交付要綱に基づく補助事業実績報告書

本商工会 (又は商工会議所) は、昭和 年 月 日をもって昭和 年度標記事業を完了しましたので、
小規模事業指導費補助金交付要綱第12条の規定により、下記の書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 支払明細表 (別紙1)
- 2 事業実績報告書 (別紙2)
- 3 収支決算明細書 (別紙3)

(ロ) 相談、指導の内容及び件数

相談、指導内容	件数	備考

(注) 相談、指導内容は下記により区分すること。

- (1) 法規 経済法規、行政庁に対する手続等
- (2) 資材 資材一般
- (3) 金融 事業金融、信用保険等
- (4) 税務 国税、地方税等
- (5) 経理 帳簿組織等経理一般
- (6) 経営 新規開業等経営一般
- (7) 労働 労務管理等
- (8) 社会保険 失業保険、健康保険
- (9) 技術 技術一般
- (10) 特許 特許権、実用新案権、商標権等
- (11) 意匠 意匠権、商業文案、広告等
- (12) 貿易 貿易手続、取引斡旋、ほ入訳等

- (13) 取引 販売先の紹介等国内商取引一般
 - (14) その他 上記以外の事項
- 3 経営改善普及員の書面(電話によるものを含む。)又は窓口による相談及び指導相談、指導の内容及び件数

相談、指導内容	件数	備考

(注) 相談、指導内容の区分は2に同じ。

4 専門指導員による相談及び指導

専門事項の種類	委員の延時間数		指導対象人数		備考
	巡回による方法	窓口(書面を含む)による方法	巡回による方法	窓口(書面を含む)による方法	
税務 経理 診断 その他(項目ごとに記入すること。) 計					

5 金融のあつせん

支 出 の 部					備 考
科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減		
(予算科目に準じ記入) のこと。	円	円	円		(予算明細書備考欄の記載事項に準じ記入のこと。)
合 計	円	円	円		
商工会 (又は商工会議 所) の総支出額	円	円	円		小規模事業指導事業関係 其他の関係%

(様式第5号 (商工会連合会別))

鳥取県知事 氏 名 殿

番 号
年 月 日

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
〇〇商工会連合会
会 長 氏 名 匳

小規模事業指導費補助金交付要綱に基づく補助事業実績報告書

本商工会連合会は昭和 年 月 日をもって昭和 年度標記事業を完了しましたので、小規模事業指導費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 支払明細表 (別紙1)
- 2 事業実績報告書 (別紙2)
- 3 収支決算明細書 (別紙3)

(別紙1)

昭和 年度小規模事業指導費補助金支払明細表
商工会運営指導員の設置

氏名	費目	月額	月数	決算額	負担区分		予算額	備考
					県補助金	自己負担		
氏名	俸給等							
	○手当 ○手当 ○手当 ○特別手当							
	旅小給							
	旅小計							
	費計							
合計								

(別紙2)

昭和 年度商工会運営指導事業実績報告書
商工会連合会の商工会運営指導員の設置

事業	業	件数	延人数	員	備考
商工会費又は施設は指面指導	商工会費又は施設は指面指導				
商工書現会の運営	商工書現会の運営	(カソコ内は現地) 指導で内数	()	()	
運監七	運監七	()	()	()	
商工会運営研究会等の開催又は参加	商工会運営研究会等の開催又は参加	()	()	()	
総会への参考資料の作成	総会への参考資料の作成	()	()	()	
商工会の運営に関する補助金の処	商工会の運営に関する補助金の処	()	()	()	
理に関する指導	理に関する指導	()	()	()	
商工会の行なう経営改善普及事業に	商工会の行なう経営改善普及事業に	()	()	()	
対する現地指導	対する現地指導	()	()	()	
商工会の運営に関する研究会等への	商工会の運営に関する研究会等への	()	()	()	
参加	参加	()	()	()	
その他(項目ごとに掲げること。)	その他(項目ごとに掲げること。)	()	()	()	

(注) 備考欄には事業の内容の明細を記入すること。

(別紙3) 昭和 年度収支決算明細書

収入の部				備	考
科目	決算額	予算額	比較増減		
県補助金円円円	人件費 ○人旅費 ○費用円円円
(以下予算科目に準じ記入のこと。)				(以下予算明細書備考欄の記載事項に準じ記入のこと。)	
合 計		
商工会連合会の総収入額			%
商工会連合会の総支出額			%
支出の部				備	考
科目	決算額	予算額	比較増減		
(予算科目に準じ記入のこと。)円円円	(予算明細書備考欄の記載事項に準じ記入のこと。)	
合 計		
商工会連合会の総支出額			%

別表 1 小規模事業指導費補助金補助事業別補助対象経費

事業	補 対 象		経 費	備 考	
	目	節			
(1) 商工会又は商工会議所の行なう経営改善普及事業	人 件 費	経営改善普及員俸給等	給当手当		
		同上特別手当	当		
	旅 費	同上旅費	経営改善事業の実施に必要な旅費		
		会場借上費	経営改善事業に必要な講習会の容易借上費		
		資 料 費	同上講習会の受講者に配付する資料費		
	モーターバイクの購入費		経営改善事業に必要なモーターバイクの購入費		
			経営改善事業に必要な備品費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、燃料費その他の庁費であつて上記以外のもの		
			徳扶通超の養勤他	給当手当	
	人 件 費	徳 給 等	手当手当		
		特別手当	当		
(2) 商工会運営指導員の設置	旅 費	職員旅費	商工会運営指導員の商工会運営指導に必要な旅費		

別表 2

商工会、商工会議所及び商工会連合会に対する補助金の限度額

各商工会、商工会議所及び商工会連合会に対する補助金の限度額は次のとおりとする。

1 経営改善普及員

(1) 人件費及び旅費

(ア) 人件費

月額20,000円に別紙「経営改善普及員の設置基準」に基づき商工会又は商工会議所に設置せられる各月の普及員の実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額

(イ) 旅費

月額1,000円に各月の設置実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額

(2) 専門指導員の謝金

専門指導員の謝金は、地区内の各市町村毎に次の算式により算出した金額の合計額

$\frac{\text{小規模事業者の数} \times \text{補助対象として設置される普及員の数} \times 48,000\text{円} \times \text{普及員設置月数}}{700 \times \text{設置基準により算出した普及員の数} \times 12\text{月}}$

(3) 講習会の開催費

講習会の開催費は、地区内の各市町村毎に次の (イ)及び (ii) の算式により算出した金額の合計額

(a) 会場借料

$\frac{\text{小規模事業者の数} \times \text{補助対象として設置される普及員の数} \times 5,000\text{円}}{700 \times \text{設置基準により算出した普及員の数}}$

(b) 資料費

$\frac{\text{小規模事業者の数} \times \text{補助対象として設置される普及員の数} \times 7,000\text{円}}{700 \times \text{設置基準により算出した普及員の数}}$

(4) モーターバイクの購入費

モーターバイクの購入費は、次の基準により算出した台数に40,000円を乗じて得た額

モーターバイクの配置台数は、商工会又は商工会議所毎に次により算出した台数

(a) 経営改善普及員を1人以上4人以下配置するものについては1台

(イ) 経営改善普及員を5人以上配置するものについては2台

(5) 庁費

庁費については、月額2,000円に各月の経営改善普及員の設置実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額

2 商工会運営指導員

(1) 人件費

月額25,000円に各月の指導員の設置実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額

(2) 旅費

月額3,000円に各月の設置実数(定数をこえる場合は定数とする。)を乗じて得た額の合計額

別紙

経営改善普及員設置基準

